第百三十六条第八項	前項	令第四十五条の六において準用する前項

第四十五条の六の表第百三十七条第七項の項中「第百三十七条第七項」を「第百三十七条第六項」に改め、同項の次に次のように加える。

第百三十七条第七項	第一項及び第四項	令第四十五条の六において準用する第一項
第百三十七条第八項	前項	令第四十五条の六において準用する前項
第百三十七条第九項	第百三十四条第七項から第十三項までの規定は第五項の規定による通知について、同条第十二項	第百三十四条第十二項
	第六項	令第四十五条の六において準用する第六項

（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令の一部改正）

第三十三条　行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三項第一号イを削り、同号ロを同号イとし、同号ハ中「イ及びロに掲げるもののほか、」を削り、同号ハを同号ロとし、同項第二号中「前号イからハまで」を「前号イ及びロ」に改める。

（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の法人を定める政令の一部改正）

第三十四条　国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成十二年政令第五百五十六号）の一部を次のように改正する。

第五号中「日本中央競馬会」の下に「及び日本年金機構」を加える。

（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令の一部改正）

第三十五条　公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令（平成十二年政令第五百二十三号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

百十一　日本年金機構

（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第三十六条　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（平成十四年政令第四十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十七条」を「第三十八条」に改める。

第十三条第一項の表附則第十三条第二項の項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第三十一条第二項の表第三条第三項の項中「第三条第三項」を「第二条第二項」に改める。

第三十七条を第三十八条とし、第三十六条の次に次の一条を加える。

（日本年金機構への事務の委託）

第三十七条　厚生年金保険の管掌者たる政府は、日本年金機構に、平成十三年統合法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の管掌者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に係る事務（平成十三年統合法附則第六十条第二項に規定する厚生労働省令で定める事務及び当該給付の決定を除く。）を行わせるものとする。

2　厚生年金保険法第百条の十第二項及び第三項の規定は、前項の規定による日本年金機構への事務の委託について準用する。この場合において、同条第二項中「機構」とあるのは「日本年金機構（次項において「機構」という。）」と、「前項各号に掲げる」とあるのは「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う移行農林共済年金等に関する経過措置に関する政令（同項において「平成十四年経過措置政令」という。）第三十七条第一項に規定する」と、「同項各号に掲げる」とあるのは「同項に規定する」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「平成十四年経過措置政令第三十七条第一項及び同条第二項において準用する前項」と、「第一項各号に掲げる」とあるのは「同条第一項に規定する」と読み替えるものとする。

（厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令の一部改正）

第三十七条　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令（平成十四年政令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条の表廃止前農林共済法の項中

「

第七十七条の三第一項	退職共済年金又は遺族共済年金	特例退職共済年金又は特例老齢農林年金
	組合員期間以外	旧農林共済法附則第二条第一項第七号に規定する旧農林共済組合員期間をいう。第三項において同じ。）以外
	組合員期間等	旧農林共済法附則第四十四条第一項に規定する旧農林共済組合員期間等をいう。）

」を

「

第七十七条の三第一項	退職共済年金又は遺族共済年金	特例退職共済年金又は特例老齢農林年金
	組合員期間以外	旧農林共済法附則第二条第一項第七号に規定する旧農林共済組合員期間をいう。第三項において同じ。）以外
	組合員期間等	旧農林共済法附則第四十四条第一項に規定する旧農林共済組合員期間等をいう。）
	社会保険庁長官	厚生労働大臣

」

に改める。